

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項 目 名	食事支給に係る所得税非課税制度の見直し		
税 目	所得税 所得税基本通達 38-38 の 2		
要 望 の 内 容	食事支給に係る所得税非課税制度について、必要な見直しを行う。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 (-) (精査中)

(1) 政策目的

物価上昇が継続していることを踏まえ、長年据え置かれてきた本制度を見直し、物価上昇を上回る賃金上昇の実現を図る。

(2) 施策の必要性

骨太の方針等で指摘されるとおり、食事支給に係る所得税の非課税限度額は、1984年の見直し以降、40年以上据え置かれている。その間、物価が上昇しており、本制度の速やかな見直しが必要。

骨太の方針 2025（令和7年6月13日閣議決定）

4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し

賃上げや投資が増加し、コストカット型経済からの脱却が見えてきた今、政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先すべく、以下の3つの取組を総合的に実行する。その際には、労働の価値、平素からの備えの価値を正しく評価し、価格に表すことの重要性を軸に据えて取組を進める。

物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進める。²⁶⁹

²⁶⁹ 長年据え置かれてきた公的制度の基準額や閾値の例として、交通遺児育成給付金、子どもの学習・生活支援事業（生活困 窮者自立支援制度）、食事支給に係る所得税非課税限度額、マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額が存在し、これらについては速やかに見直しを行う。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版

（令和7年6月13日閣議決定）

Ⅷ. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進

1. 全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し
経済が物価上昇に転じた中で、政府の予算や制度もまた物価上昇に的確に対応できるよう変わっていかねばならない。政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、省庁横断で総合的に予算・税制に係る公的制度の基準額や閾値の点検と見直しに取り組む。

（略）

・ 中小企業を含め、社員の食事補助の充実を図る取組が見られるが、食事支給に係る所得税の非課税限度額は、1984年の見直し以降、食料品価格が上昇する中で、40年以上据え置かれている。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	-
		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	-
	有効性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	-

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	-
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	-
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	-
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	-
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>経済産業省として過去要望したことはない。</p>	